

川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金制度のご案内

川崎市では、駅周辺の駐輪需要や放置自転車などの課題解決などに資する民間自転車等駐車場の整備を促進するため、同自転車等駐車場の新設又は増設に係る施設整備費の一部を補助しております。

1 補助対象者

- 土地所有者又は民間駐輪場運営事業者、商店街及びその他団体等

2 補助要件

(1) 対象地域

- 自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域において、課題解決に資する民間自転車等駐車場の施設整備が対象となります。

ア 毎年度実施している「市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査」などに基づく自転車等駐車場の利用状況や放置自転車等の台数を考慮するとともに、まちづくりの進展により地域環境の変化などが見込まれる地域を想定しています。

イ 主に本制度の活用を想定している地域

- ・京浜急行線小島新田駅周辺
- ・JR 新川崎駅西側周辺
- ・JR 武蔵新城駅南側周辺
- ・東急田園都市線宮前平駅周辺、宮崎台駅周辺
- ・JR 登戸駅南側周辺
- ・小田急線読売ランド前駅周辺、生田駅周辺

(2) 対象区域

- 川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺及び武蔵溝ノ口駅周辺において、それぞれの駅から概ね500メートル以内の区域。
- 川崎駅、武蔵小杉駅及び武蔵溝ノ口駅を除く市内又は本市に隣接する駅から概ね300メートル以内の区域。
- 立地等について市長が適当と認める区域。

(3) 施設規模

- 新設又は増設される自転車等の収容台数は30台以上であること。
- ※原動機付自転車及び125cc以下の自動二輪車は1台につき自転車1.5台分として換算します。

3 補助金の額

○土地取得費を除く建設費及び設備費の合計額又は自転車等1台当たりの整備費の基準単価に収容台数を乗じて得た額のいずれか低い額の2/3以内の額を補助します。

構 造	自転車等1台当たりの整備費の基準単価	
	自転車	原動機付自転車又は 125cc以下の自動二輪車
平 置 式	6万円	9万円
立 体 自 走 式	20万円	30万円
立 体 機 械 式	30万円	45万円

4 申請手続き等

(1) 事前相談

○はじめに「事前相談」において概ね補助要件に該当するかの確認を行います。

○事前相談の確認後、補助金交付申請の手続きとなります。

(川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金制度の手続フローを御参照ください。)

(2) 市内中小企業者の参画

○申請者は、補助金の交付額が1,000,000円を超え、補助事業等に係る工事の発注、物品の調達等を行う場合には、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行う必要があります。

(3) 補助金の返還

○補助金の交付の決定を取り消した場合は、自転車等駐車場の構造及びその運営期間に応じて補助金を返還する必要があります。

5 その他

○「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」により設置するものは対象外となります。

○補助金の交付は毎年度予算の範囲内で行います。

○補助金交付申請については、電子申請システムで手続きが可能です。

○補助金交付申請から交付決定までの期間は、原則30日間となっております。

<問合せ先>

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

〒210-8577

川崎市川崎区駅前本町1番地16階

電話 044-200-2304 FAX 044-200-3979

メールアドレス 53ziten@city.kawasaki.jp